

検針日基準、有償支給取引の 文案、検討

ASBJ、収益認識専門委

去る2月27日、企業会計基準委員会では第92回収益認識専門委員会を開催した。

引き続きコメント対応案ならびに文案の検討を行い、これまで議論されていた代替的な取扱いと設例の追加について、事務局から具体的な文案が示された。

代替的な取扱い

これまで検討されていた論点について、次のように事務局提案が示された。

- ① 電気事業およびガス事業における検針日基準
↓代替的な取扱いを設ける
- ② 消費税等の税込処理
↓経過措置を設ける
- ③ ライセンスの付与
↓代替的な取扱いを設けない

①については、業種を特定することは適当でなく、収益を見積ることの困難性の程度はさまざまであるとして、次のような提案が示された。

- (1) 決算月の検針日から決算日までの収益の見積りが極めて困難であるとして、決算月に実

施された検針日から決算日まで生じた収益は、次の条件を満たすときに、見積計上せず、翌月の収益とすることができ

① 比較可能性を大きく損なわせない

② 決算月の検針日から決算日までの収益と前年同期間との収益が大きく異なることが合理的に見込まれる

(2) (1)の代替的な取扱いを適用した場合、次の事項を注記する。

- ① その旨および決算月に実施された検針日から決算日まで
- ② 前連結会計年度および前事業年度の決算日が属する月の翌日における検針日の使用量

に基づく収益の額(これらが純資産や利益剰余金にどのような影響するかの記述を含む)

なお、「見積りが極めて困難」かどうかについて事務局は「企業や監査人の判断に委ねる」との考えを示した。

有償支給取引

設例の追加として議論されて

いた有償支給取引について、「設例32」は削除し、代替的な取扱いを設けることとし、次のように提案された。

・企業が支給品を買い戻す義務を負っているか否かの判断を取引の実態に応じて行う必要がある。

・企業が支給品を買い戻す義務を負っていない場合、当該支給品の消費を認識することとなるが、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しない。

・企業が支給品を買い戻す義務を負っている場合、支給品の譲渡に係る収益を認識せず、当該支給品の消費も認識しないが、個別財務諸表においては、支給品の譲渡時に当該支給品の消費を認識することができる。なお、その場合であっても、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しない。

専門委員からは、「設例がないと仕訳がわからないので残すべき」という意見が出された一方、「設例に実務が引つ張られるケースが多いので削除に賛成」という意見も聞かれた。

財務省法人企業統計調査

—平成29年10～12月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。なお、平成20年度調査より、金融業、保険業を含めた調査を実施しています。以下は平成30年3月1日に発表した平成29年10～12月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,529社 (19,127社)
回答率 71.8% (71.6%)
()書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに増収

売上高は358兆2,061億円で、前年同期(338兆3,486億円)を19兆8,575億円上回り、対前年同期増加率(以下「増加率」という)は5.9%(前期4.8%)となりました。

業種別にみると、製造業では、食料品、情報通信機械、業務用機械などで減収となったものの、生産用機械、輸送用機械、鉄鋼などで増収となったことから、製造業全体では4.7%(同3.9%)となりました。一方、非製造業では、建設業などで減収となったものの、卸売業、小売業、サービス業、情報通信業などで増収となったことから、非製造業全体では6.4%(同5.2%)となりました。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は10.8%(同5.5%)、1億円～10億円の階層は5.8%(同5.6%)、1,000万円～1億円の階層は0.9%(同3.7%)となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く) 製造業は増益、非製造業は減益

経常利益は20兆9,410億円で、前年同期(20兆7,579億円)を1,831億円上回り、増加率は0.9%(前期5.5%)となりました。

業種別にみると、製造業では、情報通信機械、金属製品、業務用機械などで減益となったものの、生産用機械、電気機械、はん用機械などで増益となったことから、製造業全体では2.5%(同4.0%)となりました。一方、非製造業では、サービス業、情報通信業、電気業などで増益となったものの、建設業、卸売業、小売業などで減益となったことから、非製造業全体では△0.0%(同△9.5%)となりました。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は8.5%(同1.1%)、1億円～10億円の階層は△3.2%(同1.2%)、1,000万円～1億円の階層は△10.4%(同12.2%)となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く) 製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は11兆4,000億円で、増加率は4.3%(前期4.2%)となりました。業種別にみると、製造業では、業務用機械、輸送用機械、石油・石炭などで減少したものの、情報通信機械、電気機械、生産用機械などで増加したことから、製造業全体では6.5%(同1.4%)となりました。一方、非製造業では、不動産業、情報通信業などで減少したものの、運輸業、郵便業、物品賃貸業、電気業などで増加したことから、非製造業全体では3.0%(同5.9%)となりました。

資本金階層別の増加率をみると、10億円以上の階層は3.7%(同4.6%)、1億円～10億円の階層は12.8%(同△1.4%)、1,000万円～1億円の階層は0.0%(同7.7%)となりました。

なお、ソフトウェア投資額は9,405億円で、増加率は△0.3%(同3.3%)となり、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は10兆4,596億円で、増加率は4.7%(同4.3%)となりました。

前年同期比増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位: %、億円)

区分	28.10-12	29.1-3	4-6	7-9	10-12	
売上高					(実額)	
全産業	2.0	5.6	6.7	4.8	3,582,061	5.9
製造業	△0.1	4.3	4.8	3.9	1,041,376	4.7
非製造業	2.8	6.1	7.4	5.2	2,540,686	6.4
経常利益					(実額)	
全産業	16.9	26.6	22.6	5.5	209,410	0.9
製造業	25.4	70.3	46.4	44.0	77,532	2.5
非製造業	12.5	10.7	12.0	△9.5	131,878	△0.0
設備投資					(実額)	
全産業	3.8	4.5	1.5	4.2	114,000	4.3
	(3.3)	(5.2)	(0.6)	(4.3)	(104,596)	(4.7)
製造業	7.4	1.0	△7.6	1.4	41,913	6.5
	(7.8)	(1.1)	(△8.0)	(1.8)	(38,865)	(6.2)
非製造業	1.9	6.3	6.9	5.9	72,087	3.0
	(0.8)	(7.4)	(5.9)	(5.8)	(65,731)	(3.8)

(注) 設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

財務省では、「法人企業統計調査」の公表の早期化を進めています。そのためには、調査票の早期回収が不可欠ですので、調査の対象となった法人は、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。なお、次回平成30年1～3月期の調査票の提出期限は平成30年5月10日、結果の公表は平成30年6月1日の予定です。

国際的整合性の取組みの具 体的な進め方、検討

—ASBJ、金融商品専門委

去る2月26日、企業会計基準委員会では第124回金融商品専門委員会を開催した。

財務諸表利用者へのアウトリーチ結果やレベル別情報の開示状況の分析、公正価値測定とIFRS9号との関係についての事務局分析が説明された後、国際的な会計基準と整合性を図ることに對する今後の進め方の検討について議論された。事務局は今後の進め方について次のような提案を行った。

- (1) 金融商品に関する時価の定義およびガイダンスについて、IFRS13号と整合性を図ることは、有用であると考えるかどうか
- (2) 公正価値のレベル区分の開示については、有用であると考えるかどうか
- (3) レベル3の公正価値測定に關する詳細な開示について、開示項目ごとに、コストと便益を比較衡量した詳細な検討を行うことが考えられるかどうか
- (4) 金融商品を多数保有していない企業またはレベル3の金

融商品の保有が少ない企業に對しては、レベル3の公正価値測定に關する開示または時価に關するレベル開示全体が必要かどうかについて検討する必要があるか

(5) IFRS9号との整合性を図る取組みとの関係については、当該取組みに先行して、現行の日本基準における金融商品会計を基礎として、IFRS13号と整合性を図る必要性を検討しても支障がないと考えられるかどうか

専門委員からの、「IFRS9号を後回しにして、IFRS13号を先行するのではなく、一緒に検討すべきではないか」という意見に對し、事務局からは「順番としては、測定をしてから時価評価をするのがいいが、IFRS13号の前にIFRS9号に手をつけるのは時間がかかりすぎるので、この方向性を示した」と回答があった。

誰もが、コインチェックでの仮想通貨NEMの盗難事件について驚いたことだろう。被害額は580億円という。しかし、本当に驚いたのは、コインチェックが自己資金で損失を補填すると表明したことではないか。本当に補填可能かどうかはわからないが、彼らの儲けの源泉は何なのか考えてみる。

まず、暗号通貨の取引所ビジネスにおいて、取引所と販売所の違いを知っておこう。取引所は、売りと買いのニーズを合致させる場所を提供する商売である。その対価として約定した顧客から手数料を取る。証券取引所が注文を出した会員証券会社から手数料(投資家が証券会社に払う委託手数料とは異なる)を取るのと同じである。暗号通貨の取引所では、手数料無料というところが多い。有料の取引所でも数ベーシスのレベルだ。月間1,000億円の売買があっても数千円の上上しにしかならない。これではコインチェックが約460億円の補填ができるほど稼げたとは思えない。

儲かるのは販売所だ。販売所では、運営者自らが、売りと買いの価格を提示して、顧客の取引に應じる。これは、証券会社が自己勘定で、顧客の注文に應じて、売り向かう・買い向かう

うやり方と同じである。証券会社は委託手数料が自由化により低下したため、注文を取引所に取り次ぐだけでは儲けがなくなった。そこで、リスクだけでなく収益性の高い自己勘定を利用したビジネスをみつけたのである。だから、販売所が儲かることは容易に想像できる。特に流動性の少ないアルトコイン(NEMも含まれる)の取引では売値と買値のブレッドが10%近くもあるの



だから、証券会社の自己勘定取引とは比較にならない利ざやである。

しかし、それは、売り注文と買い注文が均衡していれば、10%儲かるという話でしかない。このビジネスには大きなリスクが伴う。NEMのような流動性通貨は、なかなか思うように売買できないから、販売所が利用されることを忘れてはならない。販売所は顧客の買いに常に応じるために、通貨の在

庫を持つておく必要がある。また、顧客の売りが増えて在庫が大量に膨らんでも、流動性がないうちに在庫減らしが難しい。それゆえに必ず、こうなる……上昇相場では、在庫の値上がりで思った以上に儲かる。一方で、下落相場では、売りが殺到し、膨れた在庫が値下がりして大きく損をする。証券会社のトレーディング部門の損益が、相場と同じ方向に動く理由がこれだ。

昨年12月は、どの暗号通貨も異常な価格上昇が起きたため「販売所は驚くほど儲かったに違いない。だから、コインチェックが「保証する」と発言したのは儲かった自信があったからかもしれない。しかし、1月は相場が大きく下落しており、かなり厳しい状況であったのではないだろうか。

もし、コインチェックが全額保証できるのであれば、被害者はNEMにつき88・549円受け取れるそうだ。市場価格は55円(2月19日時点)だから、今なら「盗まれてよかった」といえる。SBIホールディングスの北尾吉孝社長はコインチェックのことを「カス中のカス」と呼んだらしいが、実は救世主なのかもしれない。

(注) 1ベーシス=0.01%

IFRS16号、「削除または修正」するには至らざる

IASB J、リース会計専門委

去る2月26日、企業会計基準委員会は第77回リース会計専門委員会を開催した。

前回(2018年3月1日号 (No.1505)情報フラッシュ参照)に引き続き、次に挙げてい

- ① すべてのリースに係る資産および負債の認識
- ② 単一費用認識モデル
- ③ 貸手の会計処理
- ④ セール・アンド・リースバック取引
- ⑤ 開示

② 単一費用認識モデル

事務局は、②の論点に関して、エンドースメント手続の観点で「削除または修正」を行い、意見発信するには至らないとの考えを示した。

なぜなら、費用処理額が約定キャッシュ・フローと異なるため別途管理が必要となる点で実務上困難だと懸念されているが、実効金利法に基づく計算が

デジタル通貨と排出枠について検討開始か

IASB J、ASAF対応専門委

去る2月23日、企業会計基準委員会は第65回ASAF対応専門委員会を開催した。

今回は、1月開催のIASBボード会議で議論された「コモディティ・ローンおよび関連する取引」と、2月開催のIASBボード会議で説明された「デイスカッションペーパーと公開草案」について、ASBJ事務局から説明がされた。

関連する取引

IFRS解釈指針委員会(IFRS-IC)が2017年3月に公表したアジェンダ決定を踏まえ、コモディティ取引と類似する特徴を有する取引として、次に挙げている2つの取引が取り上げられた。

- ① デジタル通貨
- ② 排出枠

今回、これらの取引について、特段の決定は行われなかったが、IASBは今後の会議においてリサーチ・プロジェクトを追加するか否かを検討することになった。

DPは、さまざまな対応案や相互に関連する論点が複数ある場合に有効である。なぜなら、DPによるコンサルテーションは、採り得る対応案や各対応案の欠点を幅広く検討するため、あらゆる見解が収集、検討、識別されていることを確認し、将来の提案にあたっての共通の理解を導くのに有用であるからだ。

他方、EDは、ボードがすでに採用しようとしている方法を決定している場合や、その方法が利害関係者に広く理解され、受け入れられている場合に適切な方法となる。

国際会計

金融資産と金融負債の認識と測定に関するASU、公表

IASB

去る2月28日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2018-03「金融商品—全体(サブ・トピック825-10)の技術的な修正と改善—金融資産と金融負債の認識と測定」を公表した。ASU 2018-03は、FASBが2016年1月に公表したASU 2016-01「金融商品—全体(サブ・トピック825-10)—金融資産と金融負債の認識と測定」に関連して、関係

者による要望等により、重要な影響を与えないと思われる次の点について明確にしている。

- ① 容易に決定できる公正価値がない持分証券について代替的な測定方法を選択した場合、同じ発行者のすべての同一または類似の投資について、取消しのできない選択により、その後のすべての購入に公正価値を使用することを条件に、公正

価値での測定に変更できると

② 容易に決定できる公正価値がない持分証券の代替的な測定方法での修正には、類似の証券の観察可能な取引が発生した日の公正価値を反映すること

③ 基礎となる持分証券の観察可能な取引が発生したときに、先物契約と買建オプションのすべての価値の測定が要求されること

④ コレバティブとヘッジ組込デリバティブ(サブ・トピック815-15)と「金融商品」全体(サブ・トピック825-10)のいずれかで、金融負債の公正価値オプションを選択したときは、

金融負債の公正価値の変動は損益で認識されること

⑤ 外貨建ての金融負債の公正価値オプションでは、まず商品特有の信用リスクの部分は外貨で測定され、現在の為替レートを適用して計算されること

⑥ 容易に決定できる公正価値がない持分証券に関する将来に向かってのASU2016-01の適用は、代替的な測定方法を選択した場合のみであること

公開事業企業への適用は、2017年12月16日以降開始する年度と2018年6月16日以降開始する年度の期中期間からである。

内部利用のソフトウェアに係るのれんと無形資産に関するASU案、公表—FASB

国際会計

去る3月1日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「のれんと無形資産—内部利用のソフトウェア(サブ・トピック350-40)—サービスクラウド・コンピュータインテグレーションのために発生した導入コストの顧客の会計処理と関連する開示」を公表し

た。2015年にFASBは、ASU2015-05「のれんと無形資産—内部利用のソフトウェア(サブ・トピック350-40)—クラウド・コンピュータインテグレーションで支払った報酬についての顧客の会計処理」を公表したが、サービスクラウド契約であるホスト契約

(ソフトウェアの最終利用者がソフトウェアを所有せず、ソフトウェアのアプリケーションは提供者のハードウェアにあり、必要に応じて顧客はインターネットなどでソフトウェアにアクセスし、使用する契約)の導入コストの会計処理については規定していない。また、サブ・トピック350-40では、内部利用のソフトウェアの開発コストまたは獲得コストは、資産計上できない。

本公開草案では、アプリケーション開発段階で発生したコストは、コストの性格に依存して資産化され、一方、プロジェクト

ト初期段階と導入後段階で発生したコストは、費用として計上される。資産化された導入コストは、ホスト契約の期間にわたり、ホスト契約に関連する支払った報酬と同じ損益計算書の科目に示される。ホスト契約の期間は、キャンセルできない期間を含み、延長や解約のオプションを加味して決定される。また、導入コストに関して、特定の定量的な開示と定性的な開示が要求される。

本公開草案の適用日と早期適用の可否は未定である。コメント期限は2018年4月30日である。

サイバーセキュリティに関する開示ガイダンス、公表—SEC

国際会計

去る2月21日、SECはサイバーセキュリティのリスクとインシデントの重大性と頻発性に応えるため、開示に関する解釈ガイダンス(以下、「ガイダンス」という)を発行した。SECスタッフは、2011年に、サイバーセキュリティのリスクとインシデントの適時開示のための開示統制と手続を明確化することにより、それらを識別し、その運用を評価し分析することを企業に求め、サイ

バーセキュリティについての開示要求(リスク要因、MD&A、財務諸表での開示を含む)に関するSECの見解を示したリリース(以下、「リリース」という)を公表していた。ガイダンスの主な内容は次のとおりである。

- ・インサイダー取引禁止の重要性とサイバーセキュリティのリスクとインシデントに関する開示統制と手続の適用につ

- ・ いて述べている。
- ・ ガイダンスは、SECスタッフが発行したリリースを更新しており、このガイダンスはSEC自身が発行していることでより重みを増しているが、リリースと同様にサイバーセキュリティに関する開示要求を追加してはいない。
- ・ 既存の規則がどのように解釈されるのかについてのSECの見解を示している。
- ・ 公開していない重要なサイバーセキュリティに関する情報を有している場合、関係者にインサイダー取引をすることについて警鐘を鳴らしている。
- ・ サイバーセキュリティに関する情報のできる限り早期の開示を強調している。
- ・ SECとSECスタッフは継続してサイバーセキュリティに関する開示を注意深くモニターし、必要に応じて追加の行動を検討する。
- ・ ガイダンスは、官報での公表後に適用される。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年2月28日	会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する中間試案	法務省	改正会社法附則25条を踏まえ、株主総会、取締役等に関する規律の見直しを行うもの。中間試案に関する補足説明も公表されている。コメント期限は、2018年4月13日まで。 http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900348.html	—
2018年2月28日	株主総会日程の柔軟化のための法令改正に伴う上場制度の見直しに係る有価証券上場規程等の一部改正について	東京証券取引所	開示府令等の改正により、有報および事業報告の記載事項の見直しが行われることを踏まえて、所要の改正を行うもの。2018年3月31日施行。 http://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/index.html	—
2018年2月28日	情報開示と対話のベストプラクティスに向けての行動指針～フェア・ディスクロージャー・ルールを踏まえて～(「開示と対話のベストプラ指針」)	日本IR協議会	フェア・ディスクロージャー・ルールの施行を1つの契機として、上場企業と資本市場との建設的対話の促進をより一層図ること等を目的として策定されたもの。 https://www.jira.or.jp/activity/guiding.html	—

パウエル議長の議会証言の波紋

金融

パウエル米FRB議長が27日、就任後初の議会証言を行った。昨年12月にFRBが示した政策見直しよりも、景気見直しはよいという強気の見直しを示したため、市場では年3回の利上げ見直しを4回に修正する見方も増えそう。

証言内容は、景気の現状認識について、米経済は昨年後半から今年にかけて底堅いペースで成長し、雇用は拡大、賃金は緩やかに上昇中としている。また、物価上昇率は目標の2%を下回っているが、上昇率の伸び悩みは一時的なものといった認識だ。

そのうえで、FRBが物価上昇率2%と雇用の拡大という2つの課題を達成するには、段階的な利上げを行うことが最善の策と結論づけている。その理由として、経済見通しの材料が、「逆風」から「追い風」へ変化したことを挙げている。具体的には、減税や財政支出拡大といったトランプ政権による赤字財政政策、堅調な世界経済、労働市場の改善を示す指標などだ。さらに、「景気の過熱を避ける」という表現で、物価上昇リスクに対

する警戒感が強まっていること、利上げを強調する理由になっている。

パウエル議長は、就任前には理事として決してタカ派とはみられていなかった。それだけに、今回の利上げに対する積極的な発言は、イエレン前議長との違いを意識せざるを得ず、株式市場は売りで債券市場は利回り上昇で反応するしかなかった。今回の議会証言により、市場はパウエル議長の発言に対し

米の輸入制限は貿易摩擦を招くのか

証券

て、以前にも増して神経質に反応せざるを得なくなった。特に、株式市場への影響は大きい。1月の後半から2月にかけて、長期金利の上昇とVIXショックからNY市場の株価が急落した。FRBは、MBS(住宅ローン担保証券)の大量購入を行って、実質株価を下支えした形になっているようだが、懸念材料が解消したわけではない。米10年債利回りは、一時2.9%台まで上昇した。

今回のパウエル議長の証言で、長期金利の3%台乗せと株式市場の波乱の公算はますます大きくなってきた。

世界の株価は一進一退で、2月は結局のところ調整の月となった。リーダーの米株価は月末になって連続安となり、先行きへの警戒感がやや強まったように感じられる。というのも、パウエル新FRB議長が議会証言で利上げに強い意欲を示し、予想よりもタカ派の印象を与えたからだ。トランプ米大統領が保護貿易政策の具体化を公表したことも影響を与えた。

トランプ大統領は、「米国は赤字を強いられる一方、貿易相手国は巨額の対米黒字を上げており、貿易戦争に負け続けてきた」と選挙期間中から主張し続けてきた。しかも、黒字国はあたかも不正な手段を行使して戦いに勝利してきたかのように繰り返して、そうした国々に対して報復措置を取り、失われた雇用を取り戻すというのだ。

報復措置として保護貿易政策を取るのには、大統領の政策のなかで最も懸念されてきたが、就

任1年が過ぎた時点で、具体的な政策として鉄鋼・アルミなどに関税を課して輸入制限を図ることを発表した。これを受けて、平均株価は下がったが、輸入減少で収益好転が見込まれる鉄鋼・アルミ株は値上がりし、コスト高に見舞われて利益の減少が予想される自動車、機械株は値下がりととなった。

グローバル経済において、経済大国のトップが運営ルールを曲げることは嘆かわしいが、ある国が関税をかけて輸入制限を図ると、相手国はただちに報復措置に出て、それが大きく広がっていく。米国の鉄鋼輸入でシェアが大きいのはカナダ、韓国の順であり、中国、日本、ドイツと続く。関税が課せられると最も大きな打撃を受けるカナダは報復措置を宣言した。中国も高官をアメリカに派遣して交渉する姿勢をみせている。

トランプ大統領は貿易の結果である貿易収支について、黒字は勝ち、赤字は負けとする時代錯誤の見方を繰り返してきた。そのため、対米黒字の多い中国、日本、ドイツ、韓国などは警戒を強めてきた。

貿易摩擦の株価への影響は大きく、貿易摩擦が円相場に与える影響は大きな問題である。憂鬱なトランプ・リスクの表面化である。